

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第1項～3項（クロスボウの保管の委託）
<p>処 分 基 準：</p> <p>クロスボウ保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第2項において準用する同法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：